

掲載内容

必読 任意後見契約 × ライフプランノート作成・活用マニュアル

〈クライアントと一緒にご覧いただけるような構成となっています〉

第1章 任意後見契約とライフプランノート

第1 任意後見制度

- 1 任意後見制度の概要
- 2 任意後見契約書の作成

第2 ライフプランノート

- 1 ライフプランノートの意義
 - 2 ライフプランノートの作成
 - 3 任意後見契約とライフプランノートの関係に関する条項
 - 4 ライフプランノートの具体例
- ※新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

第2章 ライフプランノート作成時の検討事項と文例

第1 日常生活のサポート

1 日常生活全般

- (1) 日常生活の支援
- (2) 生活費不足時の対応
- (3) 趣味・嗜好に関する対応
- (4) 自動車等の運転に関する対応

2 生活上の諸手続

- (5) 郵便物・メール等の対応
- (6) パソコン・スマホ等の契約の見直し
- (7) 印鑑や証書類等の保管
- (8) 火災保険の取扱い
- (9) 転居時の対応

第2 医療・介護サービスの利用

1 医療サービスの利用

- (10) 受診・通院に関する判断
- (11) 治療方針に関する判断
- (12) 入院に関する判断
- (13) 療養に関する判断
- (14) 退院に関する判断
- (15) 経管栄養措置に関する判断
- (16) 終末期医療に関する判断
- (17) 尊厳死の対応
- (18) 臓器提供の対応

2 介護サービスの利用

- (19) 介護予防サービスの利用
- (20) 在宅生活の継続
- (21) 介護保険の利用
- (22) 訪問介護の利用
- (23) 自費サービスの利用
- (24) 施設・住居の選択
- (25) 福祉用具の購入

第3 財産の管理

1 自宅の管理・処分

- (26) 自宅の修繕
- (27) リバースモーゲージの利用
- (28) 施設入所時の自宅の処分
- (29) 借地上の建物の処分
- (30) 借家の処分
- (31) 配偶者居住権の活用

2 自宅以外の不動産の管理・処分

- (32) 相続した実家の管理・処分
- (33) 収益賃貸物件の管理・処分
- (34) 不動産の贈与
- (35) 駐車場の管理・処分

- (36) 農地・山林の管理・処分
- (37) 空き家の管理・処分

3 預貯金・債権債務・金融商品・動産の管理・処分

- (38) 預貯金の管理
- (39) 債権の管理
- (40) 債務の管理
- (41) 金融商品の管理・処分
- (42) 民事信託の設定
- (43) 追加信託の設定
- (44) 保険金の請求
- (45) 金製品の処分
- (46) 美術品・骨董品の管理・処分
- (47) 自家用車の管理・処分
- (48) 議決権行使
- (49) ゴルフ会員権・リゾート会員権の管理・処分
- (50) ネットサービスの管理・処分

4 定期的な支出・まとまった金額の支出

- (51) 近親者への援助
- (52) 扶養請求への対応
- (53) 相続時精算課税制度の活用
- (54) 税金の支払
- (55) 第三者への寄附・寄進

5 不動産等の購入

- (56) 不動産等の購入
- (57) 金融商品の購入

6 損害賠償請求

- (58) 悪質商法・消費者被害への対応
- (59) 事故等への対応

第4 相続人となった際の対応

- (60) 直系尊属からの相続
- (61) 配偶者からの相続
- (62) 兄弟姉妹からの相続
- (63) 受遺者に指定されている場合
- (64) 祭祀承継者に指定された場合

第5 死後の対応

- (65) 死後における債権債務の精算等
- (66) 葬儀
- (67) 納骨の対応
- (68) 供養
- (69) 遺言
- (70) 準確定申告
- (71) 祭祀主宰者の指定
- (72) 遺留分の放棄
- (73) 推定相続人の廃除

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

必読 任意後見契約 × ライフプランノート 作成・活用マニュアル — 終活に関心があるすべての方々へ —

73件の 具体的なケースに 100件超の ライフプランノート 作成例を掲載!

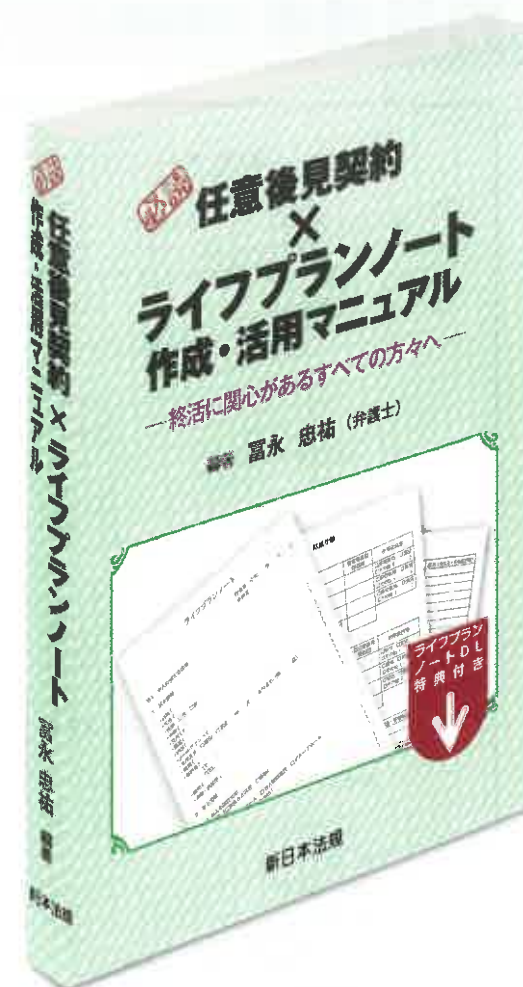
- 想定される希望に応じ、任意後見契約のみならず、**死後事務委任契約・財産管理等契約 など**とライフプランノートを併用した対応方法や意向を確認する際の留意点を解説!

購読者
特典

ライフプランノートのひな形を
新日本法規WEBサイトより
ダウンロードできます。



詳細はこちら!



編著／富永忠祐(弁護士)

- 実務の第一線で活躍する弁護士が、豊富な経験とノウハウを持ち寄り共同で執筆しています。

A5判／総頁344頁

定価4,180円(本体3,800円) 送料460円

ISBN978-4-7882-9248-2

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!

〔電子版〕 定価 3,850円(本体3,500円)

パソコン/スマートフォン/タブレットで閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

0120-089-339(通話料無料)
受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)

<https://www.sn-hoki.co.jp/>



内容見本 [A5判縮小]

第1章 第2 ライフプランノート17

4 ライフプランノートの具体例

※ライフプランノートは、当社WEBサイトよりダウンロードできます。
詳細は、巻末の「ライフプランノートのダウンロードについて」をご参照ください。

ライフプランノート

作成日 令和 年 月 日
作成者

第1 本人に関する情報

1 基本情報

・ふりがな ()
・氏 名 ()
・性 別 ☐男 ☐女
・本 籍 ()
・住 所 (〒)
・電 話 ()
・FAX ()
・メールアドレス ()
・生年月日 ☐昭和 ☐平成 年 月 日生まれ(満 歳)
・職 業 ()
・勤務先 ()
(〒)
(TEL)
・趣 味 ()
・宗教・宗派等 ()

2 身上関係

1) 本人の居住状態

☐在宅(☐家族らと同居 ☐独居)
☐施設入所
☐特別養護老人ホーム ☐老人保健施設 ☐グループホーム
☐有料老人ホーム ☐その他 ()

第2章 第1 日常生活のサポート51

〔4〕自動車等の運転に関する対応

高齢ドライバーによる事故のニュースに接することがあります。高齢になると運動機能や認知機能が低下する場合がありますので、自動車を運転することに不安を感じる高齢ドライバーは、終活を考える中で、運転免許証の自主返納の時期を検討します。道路交通法が改正されて、高齢ドライバーの運転免許の更新手続が以前よりも厳しくなっていることも判断材料の一つとなります。

対応のポイント

契 約 ☒要(任意後見契約) ☐不要

<条項>
甲は、乙に対し、代理権目録記載の後見事務を委任し、その事務処理のために必要な代理権を付与する。

代理権目録
自動車の運転免許に関する事項

同意を要する特約目録
-

ライフプランノート
将来、自動車の運転が難しくなった場合には、運転免許証の自主返納を委任する旨を記載

自動車の運転免許に関する事項を受任者に委ねるには、任意後見契約においてこれに関する代理権を付与しておきます。その上で、運転免許証の自主返納の時期などに関する具体的な希望はライフプランノートに記載します。

聴取りの際のポイント

1 運転免許証の自主返納制度

運転免許証は、運転免許試験場や警察署などで手続をすることによ

第2章 第2 医療・介護サービスの利用99

〔17〕尊厳死の対応

人生の最期をどのように送るか、すなわち死の迎え方に関心のある人は多いと思います。できるだけ延命治療を施して、1分1秒でも永らえたいと考える人もいるでしょう。患者の家族の心情は、それと趣旨のことが多いと思います。これに対して、もはや回復の見込みがないにもかかわらず、人工呼吸器などにつながれて、ただ生かされているだけという、見るに忍びない悲惨な姿を人前にさらしたくない、無駄な医療費がかさむことによって家族に経済的負担をかけたくないと考える人もいます。

我が国では尊厳死が一定の要件の下に許容されています。尊厳死を希望する場合は、元気なうちにその準備をしておきます。

対応のポイント

契 約 ☐要 ☒不要(尊厳死宣言を作成する)

代理権目録
-

同意を要する特約目録
-

ライフプランノート
尊厳死に関する対応を記載

ライフプランノートには、尊厳死に関する委任者の希望を記載します。任意後見人、任意後見監督人、医師等には、

第2章 第2 医療・介護サービスの利用103

◆延命治療の選択は、親族の〇〇に相談してほしい
文 例

将来、甲の病気が現在の医学では不治の状態となり、かつ死期が迫っていると担当医により診断された場合には、延命治療を行うか否かをできるだけ自分で決定したいと思います。もし甲がその決定をすることができない場合には、弟の〇〇(住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)に相談して、延命治療をするか否かを決めてください。

もし〇〇の判断で延命治療を中止した場合には、〇〇と医師等に民事・刑事等の一切の責任が生じないように、関係者・関係機関におかれましては格段の配慮をお願いします。

【記載のポイント】

延命治療を行うか否かは、本来、患者本人が自分で決定すべき事柄です。しかし、能力の低下等によって本人が判断できない場合には、本人の配偶者や子などの親族が、本人の意思を推測して代行決定をするケースも多いと思います。この場合、誰に代行決定をお願いするかを事前に指定しておきます。

また、代行決定の結果、延命治療を実施しないことになった場合に当該代行決定者に一切の責任が生じないように、免責規定(前記文例第2条参照)を置いておくといでしょう。

第2章 第3 財産の管理168

〔34〕不動産の贈与

子や孫が住宅の取得を希望している場合に、親や祖父母が、終活の一環として、子や孫に対して経済的援助をするケースがあります。援助する側には、将来、願わくは子や孫と同居したいという期待を抱いている人もいます。この場合、二世帯住宅の購入・建築を視野に入れて検討を進めることが望めます。

ところで、経済的援助の方法としては、住宅の購入資金や建築資金を金銭で贈与する方法もありますが、この方法では、金額に応じて多額の贈与税が課せられることになります。そこで、少しでも贈与税を減額する方策の一つとして、贈与する側で住宅を購入・建築した上で、この住宅を贈与する方法も考えられます。

対応のポイント

契 約 ☒要(任意後見契約) ☐不要

<条項>
甲は、乙に対し、代理権目録記載の後見事務を委任し、その事務処理のために必要な代理権を付与する。

第2章 第3 財産の管理170

◆子に住宅を贈与したい
文 例

甲は、甲の長男〇〇の家族と同居するために、令和〇年頃を目途に甲の資金で二世帯住宅を新築し、その名義を長男〇〇名義に移転したいと考えています。乙は、長男〇〇ともよく相談の上、以下の甲の希望ができるだけかなうように、必要な手配や手続を行ってください。

(甲の希望)

1 新居の場所は、〇〇県内の、交通の便が良く、できるだけ閑静な住宅地にしてください。

2 住宅の建築資金の予算は〇〇万円以下を目途としてください。

3 共用のリビングとダイニングは、甲と甲の長男〇〇の家族が一緒に食事をしたり、くつろいで過ごすことができるように広く設定してください。

【記載のポイント】

住宅の新築に要する費用を誰が負担するのかを明記します。また、新居に関する甲の希望を記載する場合には、後でトラブル起きないように、同居予定の家族とよく相談しておきます。